

○公益財団法人東京都医学総合研究所公正な研究活動を確保するための行動規範

〔平成 19 年 10 月 18 日〕
19 医学研本第 598 号

改正 平成 23 年 3 月 16 日 22 医研本第 1493 号 平成 24 年 3 月 13 日 23 医学研庶第 1642 号
平成 27 年 3 月 23 日 26 医学研研第 1435 号 2025 年 3 月 25 日 2024 医学研研第 1692 号

生命科学基盤を担う研究は、生命の仕組みや営みを科学的に探求するとともに、究極的には、得られる知識を応用して人々の健康や保健医療の増進、人類の福祉と繁栄を目指すものである。そこでは、自由かつ独創的で質の高い研究が求められるだけでなく、常に高い倫理性を維持し、かつオープンな姿勢で研究を遂行することが必要である。そのためには、研究における公正性の確保と、社会に対する説明責任（研究に関する適切な情報開示）を全うすることが不可欠である。

生命科学研究における不正行為（研究データ等のねつ造、改ざん、盗用、不適切な投稿及び出版、並びに不適切なオーサーシップをいう。）は、真実の探求を積み重ね、新たな知を想像していく営みである科学の本質に反するものであり、研究に対する社会の信頼を損なうのみでなく、科学の発展を妨げ、冒涇するものであって許すことのできないものである。真理を追求することを使命とする科学者にとって、その存在意義に全く反する行為であり、科学研究者のみならず、科学研究そのものに対する社会からの支持を失うことになる。

科学研究の実施は、社会からの信頼と負託の上に成り立っており、こうした信頼や負託が失われれば、科学研究のよって立つ基盤が崩れることを科学研究者は自覚しなければならない。また、我々が行う科学研究の大部分は、公の資金が導入されており、研究者がその資金を研究目的達成のため適切に使用しなければならないことは、言うまでもない。研究費の不正使用等は、資金の供給者である社会の人々に対する裏切り行為であり、科学研究者に対する信頼を根底から損なうものである。

さらに、生命科学の分野においては、研究活動そのものが、研究に関わる人々の生活や権利、周囲の環境等に直接影響を与える可能性があるということを自覚する必要がある。自由な研究活動は、科学者が社会に与える影響を常に意識し、自ら厳正に律する精神を持つことによって初めて保障される。

今日の科学研究が限りなく専門性を深め、複雑かつ多様な研究手法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ互いに研究活動の実態が把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従

来以上に重要になってきている。

公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「医学研」という。）は、真理に忠実かつ高い倫理性を保持しながら自由かつ独創的な質の高い研究をひたすら追求する立場に立ち、透明性の高い研究環境の創出と、さらに、不正行為等の防止と、万一発生した場合の迅速かつ公正で透明性の高い対応と再発防止について取組を行う。

また、研究者及び事務職員等、一人ひとりが不正行為及び研究費の不正使用等（以下「不正行為等」という。）を許さないという意識を強く持つことが重要である。

こうした基本認識のもとに、医学研は、研究に携わるすべての者が守るべき倫理及び行動の規範について、下記のとおり定めるものである。

I 不正行為等の防止

1 医学研としての行動規範

- (1) 不正行為等は起こさないという決意のもと、研究そのものを守り、研究者を守り、研究所を守るという観点から、透明性の高い研究環境の創出や研究倫理教育の推進、さらには研究費の適正な執行・管理を行う。
- (2) 不正行為等の防止計画の策定と不正行為等が万一発生した場合、迅速かつ公正で透明性の高い対応に努め、再発防止策を速やかに講ずる。

2 研究者の行動規範

- (1) 不正行為等を行わない。
- (2) 不正行為等に加担しない。
- (3) 周囲の者に不正行為等をさせない。
- (4) 不正行為につながる可能性のある有害な研究活動を行わない。
- (5) 不正行為につながる可能性のある有害な研究活動に加担しない。
- (6) 周囲の者に不正行為につながる可能性のある有害な研究活動をさせない。

3 日々の研究活動

- (1) 研究室においては、プロジェクトリーダー等を中心として、常に自由闊達に研究データの交流及び意見交換を行い、不正行為等の発生を未然に防止する研究環境の創出に努める。
- (2) 研究のために収集した資料、情報、データ等及び実験プロセスの詳細を記載した医学研実験ノートは、所定のルールに基づき、他の研究者からの問い合わせや、調査照会などに備えて保存する。

4 研究成果の発表

- (1) 同一の研究成果を報告した論文原稿を、複数の研究誌に同時に投稿してはならない。
- (2) 他の出版物に使用された図を借用するときは著作権元からの掲載許可を取るなど、既に報告されている結果については、論文発表に際して適切に引用しなければならない。
- (3) 論文の共著者は、その研究に寄与した者として、結果に対して責任と説明義務を共有するものであり、その責任の分担を明確にすることが望ましい。
- (4) 研究成果の発表に当たっては、共同研究者と事前に十分な連絡及び討議を行い、その内容について明確な同意を得なければならない。
- (5) マスコミ等に研究成果を発表する際には、適切な手続を経て、その内容を正確に発表しなければならない。
- (6) 利益相反に係る研究資金提供企業名等の表示は、適切に行う。
- (7) 影響力の大きい研究誌投稿の論文については、内容の適正性を確認する。

5 研究費の申請及び使用

- (1) 文部科学省科学研究費補助金等の外部研究費の申請に当たっては、研究成果及び発表論文の内容や数量等について、虚偽又は誇大な記載をするなど、ねつ造を加えてはならない。
- (2) 研究費の使用及び執行に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関係法令等を遵守する。
- (3) 科学研究等に必要経費以外の用途又は交付申請書に記載された研究目的以外若しくは研究と直接関係ない用途に使用しない。

6 不正行為等への対応及び措置

不正行為等に関する告発及び相談等の手続については、適切に対応する。

II 研究活動に当たって認識すべき基本事項

研究者等は、生命科学に関する倫理性、安全性等を確保する観点から、関係法令等を遵守し、ヘルシンキ宣言その他の国内外の研究倫理指針に十分配慮するとともに、以下の行動規範に従うものとする。

1 研究対象者への配慮

- (1) 研究対象者から人に由来する試料、心身・行動に関わる情報の提供を受けて研究を行う場合には、人対象研究倫理審査委員会の承認を得た上でインフォームド・コンセントの手続をとり、提供者に対してその目的と方法を分かりやすく説明し、明確な同意を得なければならない。
- (2) 研究のために収集した個人情報、個人が特定されないように十分に配慮して適切に取

り扱わなければならない。

2 安全性及び環境への配慮

- (1) 実験で機器、装置、薬品等を用いるときは、関係する取扱規程等を遵守するとともに、十分な知識を持って、自ら及び周囲の人々の健康と安全を確保する。また、実験初心者への教育、指導を怠らないよう、特に留意する。
- (2) 実験の過程で生じた廃液、使用済み薬品や材料等は、自然環境に害を与えないように処理しなければならない。
- (3) 動物実験、遺伝子組み換え実験、病原体を用いる実験、放射性同位元素を用いる実験等に関しては、関係法令等を遵守して行わなければならない。

3 差別及びハラスメントの排除

研究に関するすべての局面において、個人の自由と人格を尊重し、その属性や思想信条によって個人を差別しない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、他の者に不利益を与えるような言動は行わない。

4 利益相反の認識

公正かつ効率的に産学連携活動を推進するため、医学研の社会的な信頼を確保する観点から、利益相反マネジメントの重要性を認識し、別に定める利益相反に関する基本方針を踏まえて適切に研究活動を実施する。

附 則

この行動規範は、平成 19 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 23 年 22 医研本第 1493 号）

この行動規範は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 23 医学研庶第 1642 号）

この行動規範は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 26 医学研研第 1435 号）

この行動規範は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年 2024 医学研研第 1692 号）

この行動規範は、2025 年 4 月 1 日から施行する。